

平成24年12月7日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2	議案第90号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第91号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第92号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第93号	三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（案）（産業建設委付託）
	議案第94号	三次市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）（産業建設委付託）
	議案第95号	三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）（産業建設委付託）
	議案第96号	三次市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第97号	三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第98号	三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第99号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第100号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）（教育民生委付託）
議案第101号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）（産業建設委付託）	

日程番号	議案番号	件名
第 2	議案第102号	三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
第 3	議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号	損害賠償の額を定めることについて（総務委付託） 損害賠償の額を定めることについて（総務委付託） 財産の取得について（総務委付託） 和解することについて（総務委付託）
第 4	議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号	平成24年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託）
第 5	議案第111号	三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について

平成24年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年12月7日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（日間）……………34
第 2	議 90	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（案）……………34
	議 91	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る 基準に関する条例（案）……………34
	議 92	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設 の指定に係る入所定員等に関する条例（案）……………34
	議 93	三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条 例（案）……………34
	議 94	三次市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 （案）……………34
	議 95	三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法 律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する 基準を定める条例（案）……………34
	議 96	三次市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例（案）……………35
	議 97	三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に 関する条例（案）……………35
	議 98	三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例 （案）……………35
	議 99	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた めの関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の 整備等に関する条例（案）……………35
	議 100	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施 策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例（案）……………35
議 101	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………35	

日程番号	議案番号	件名
第 2	議 102	三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……35
第 3	議 103	損害賠償の額を定めることについて ……38
	議 104	損害賠償の額を定めることについて ……38
	議 105	財産の取得について ……38
	議 106	和解することについて ……38
第 4	議 107	平成24年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案） ……43
	議 108	平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （案） ……43
	議 109	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） （案） ……43
	議 110	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案） ……43
第 5	議 111	三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について ……46


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成24年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成24年12月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、桑田議員及び鈴木議員を指名をいたします。

ここで増田市長から発言したい旨の申し出がありましたので、この際これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日は平成24年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、お許しをいただきましたので、ここで私の考えや若干の行政報告をさせていただきたいと思っております。

まず、9月定例会におきまして、平成23年度一般会計外各種特別会計等決算の認定をいただいたところでございますが、その中で、全議員の御賛同をいただけなかったことは大変残念な思いを持っております。その際、御意見をいただきました財政、経済対策や新庁舎建設など主要事業、介護保険などの3点につきまして、私の考えを若干時間をいただいて述べさせていただきたいと思っております。

1点目として、経常収支比率の悪化や自主財源比率の問題など財政に関する御意見をいただきました。確かに、経常収支比率は前年度90.1%から92.8%と上昇いたしましたが、反面、公債費やそれに準ずる義務的財政負担の状況をあらわす実質公債費比率は前年度14.6%から13.7%と0.9ポイント減少、また将来負担比率は前年度114.1%から93.1%とポイントとして21ポイント減少し、財政状況は改善を見ておると思っております。また、一般会計における基金総額は、平成23年度末で、教育奨学金基金を除きますと129億1,817万円となり、前年度に比べ15億7,662万円の増額を行ったところでございます。

財政運営につきましては、長期的な展望に立って、安定的、継続的に住民福祉の向上を図るため、財政の健全化を確保することが基本であり、先般、その指針として財政計画を策定し、お示しをしたところでございます。また、市の財政負担を軽減するため、より有利な財源の活用や徹底した債権確保など、歳入確保に努めてまいり所存でございます。

2点目として、経済対策、新庁舎建設、市民ホールの建設予定地の選定、いこいの森の整備、国保会計への一般会計からの繰出金など、主要事業の決算内容について御意見をいただきました。

経済対策といたしましては、平成20年度以降、国、県の交付金——約45億円でございますが——を活用した緊急経済対策事業、雇用対策事業に切れ目なく取り組んでまいりました。その施策の幾つかを紹介しますと、地域の雇用を支える中小企業の受注の拡大を図る住宅店舗リフォーム資金補助事業では、平成23年度では149件の補助金を交付し、今年度はその実績を超える見込みでございます。また、さまざまな立場の人の就労の場の確保を行うため、職業訓練の実施やU I J ターン者や市民への情報提供を行っております。あわせて、中小企業の経営の安定を図るための融資制度や創業支援事業にも取り組んでおります。特に、平成24年度からは、新たな地域振興及び産業振興の対策として、農商工業等への新たな事業、創意工夫のある取り組みを支援するがんばる産業支援事業、地域課題を克服する地域力の創造に対して支援するがんばる地域支援事業、交流人口拡大と地域力の創出に必要な施設整備を支援するがんばる地域産業施設整備支援事業を展開し、頑張る市民の皆様への積極的な応援をいたしておるところでございます。

企業誘致につきましては、本年度、市長直轄として企業誘致課を新設し、営業活動を強化した戦略的な誘致活動を行っているところでございます。そうした中で、10月15日に、広島県三次工業団地3期分へ、広島市安佐北区の建設機械自家発電設備部品製造の山陽工業株式会社が進出することが決まりました。また、半導体製品などの製造販売で東証一部上場の新電元工業株式会社が、9月1日付で株式会社サンエーからカスタムパワーモジュール事業を譲り受け、10月9日にサンエー三次工場の一部を借りて、広島分室を開始をされたところでございます。今後も、さらなる企業の立地に向けて、引き続き、広島県と連携を図りながら、本市としての誘致活動に努力を尽くしていく所存でございます。

新庁舎建設につきましては、老朽化し、耐震に問題のある本館を建てかえ、東館を生かしながら、防災拠点や市民のセーフティネットとしての機能を持たせる予定で、大方の市民の皆さんの御理解をいただいております。

市民ホールの建設予定地の選定につきましては、何度も申し上げておりますが、三次、十日市、安来地区の中心にあり、中心市街地の活性化に欠くことのできないものであるということ、また駐車場の確保ができること、中国縦貫自動車道三次インターチェンジや平成26年度に全線開通する尾道松江線のジャンクション、インターチェンジのアクセス面での利便性がすぐれているなどを総合的に勘案し、判断をしたところでございます。なお、用地につきましては、地権者9名の皆さんの御理解をいただきましたので、本議会に議案として提出させていただいております。地権者の皆さんには、貴重な土地を御提供いただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、皆様の御期待に沿った、市民の皆さんが日常的に芸術、文化に触れ、健やかで豊かな心を育む三次の芸術、文化の発信拠点として整備を進めさせていただきます。

いこいの森につきましては、近隣にみよし運動公園、奥田元宋・小由女美術館、広島三次ワイナリーなど、スポーツ、文化施設が既に整備されており、利用者の皆さんが隣接する森林の整備を行い、森林浴や森林の持つ機能を利用した癒しの空間を望む声も多くいただいております。

かつ一体的に整備することで、観光、レクリエーションの向上につながることから整備を進めてまいっております。そのための用地として、三次市土地開発公社が先行取得していた土地を購入し、結果として、懸案でありました三次市土地開発公社の資産をスリム化することができました。なお、酒屋地区につきましては、観光交流の拠点として考えておりました、年内にも全員協議会をお願いし、酒屋地区の観光交流拠点構想について、市の考えをお話をさせていただきたいと思っております。

新庁舎、市民ホールなどの建設事業は、厳しさを増す市財政の中でありましても、市の発展を図るために必要な事業であると強く認識しており、平成27年度からの普通交付税の合併による算定の特例措置の段階的な縮小を見据え、平成26年度までに完了を図っていきたく思っております。

また、国保会計等への繰出金につきましても御意見をいただきましたが、国民健康保険は社会保険や共済組合保険など、いわゆる職域保険に加入していない方が加入される地域保険として、地域の方々が安心して医療を受けていただくための制度でございます。最近では、長引く経済不況による企業の経営状況の悪化により、辞職した方の受け皿としての役割も大きくなっております。市民の皆さんが安心して受診していただけるよう、健全な財政運営に努めることが重要であると認識しております。

3点目として、介護保険特別会計につきましては、市独自でグループホームを建設するなど、無計画な事業を打った結果が介護保険の増額につながったという御意見をいただきました。無計画とは全く心外でございます。今回の介護保険料の引き上げの主な要因としましては、社会経済状況を鑑みて、前回値上げをせず、介護給付費準備基金の取り崩しや広島県財政安定化基金借入金基金を取り崩して対応しておりましたが、制度改正による報酬単価の改正、第1号被保険者負担率が20%から21%に増加したことや、介護保険サービスの利用の見込み影響額などにより、市民の皆さんには大変申しわけないことでありましたが、保険料の値上げをお願いせざるを得なかった次第であります。確かに、高齢化が進みますと、介護サービスの利用増加も否めないところがございます。特に、介護施設で暮らす人が多くなりますと、必然的に費用がかさむとともに、介護保険料も高くなりがちでございます。しかしながら、グループホームの建設は住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実に努めてきた結果でございます。また、介護、福祉分野におきましても、相当の雇用の場を確保できていることも見逃せない結果であると考えております。保険料を抑えるためには、今必要な介護サービスを削るということではなく、三次で暮らす高齢者の皆様にできるだけ長く元気でいてもらう、またこれから介護サービスが必要になる人をできるだけ少なくしていくことが鍵であると思っております。そのためには、「いきいき健康日本一！」のまちづくりを掲げ、成人病予防、介護予防や元気はつらつ事業を積極的に展開し、結果として介護が必要になる人を減らし、保険料を抑えることにつながってくるものと思っております。

以上、決算認定に係る御意見についての私の思い、考えを述べさせていただきました。

最後に、長寿村問題につきまして、私の思いを述べさせていただき、議会の皆さん、市民の

皆さんの御理解を賜りたいと思っております。

もともと長寿村は、三次ロッジとして旧三次市が市民の皆さんの健康増進を図る政策として建設したものであり、残っている公社の債務も市にかかわって借りたもので、市の資産造成に充てられたものでありますから、市は開発公社の債務を解消すべき立場にあると結論に立ったところでございます。11月20日の全員協議会にも説明させていただきましたが、最大の懸案事項であります三次市開発公社が借り入れた資金の債務整理について、広島地方裁判所の調停委員会から示された金融機関との和解案を受け入れることを決断をいたしました。結果として、公金で対応せざるを得ないということにつきましては、苦渋の選択の結果であり、まことに遺憾ではあります。市民の皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

以上、今後とも、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会に当たっての御挨拶と、また主な行政報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は15日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第 90号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（案）

議案第 91号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）

議案第 92号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（案）

議案第 93号 三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（案）

議案第 94号 三次市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）

議案第 95号 三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定

める条例（案）

議案第 96号 三次市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例（案）

議案第 97号 三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（案）

議案第 98号 三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（案）

議案第 99号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第100号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

議案第101号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第102号 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第90号から議案第102号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第90号から議案第102号までの議案13件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第90号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、現行の省令基準に沿って、指定地域密着型サービスに従事する従業者の人員数や設備及び運営に関する基準などについて定めようとするものであります。

次に、議案第91号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、現行の省令基準に沿って、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の人員数や設備及び運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準などについて定めようとするものであります。

次に、議案第92号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、現行の省令基準に沿って、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員等に関する基準などについて定めようとするものであります。

次に、議案第93号三次市道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本市が管理する県道及び市道の構造の基準等を定めようとするものであります。

その主な内容は、本市が管理する県道及び市道の設計速度や舗装等の構造の技術的基準と道路標識の寸法等を定めようとするものであります。

この条例案の対象となるのは、権限移譲県道20路線及び市道3,546路線であります。

次に、議案第94号三次市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、河川管理施設等の構造の技術的基準を定めようとするものであります。

その主な内容は、河川法に基づき設置される河川管理施設等のうち、堤防や堰の構造等について河川管理上必要とされる技術的基準を定めようとするものであります。

この条例案の対象となるのは、準用河川34河川であります。

次に、議案第95号三次市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市が管理する県道及び市道に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めようとするものであります。

その主な内容は、本市が管理する県道及び市道に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために、歩道と車道の分離や視覚障害者誘導用ブロック等の基準を定めようとするものであります。

この条例案の対象となるのは、権限移譲県道20路線及び市道3,546路線であります。

次に、議案第96号三次市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めようとするものがあります。

その主な内容は、敷地、市営住宅、児童遊園及び集会所等、共同施設の基準を定めようとするものであります。

次に、議案第97号三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の設置基準及び資格基準を定めようとするものであります。

その主な内容は、本市の経営する水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業において、布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び当該布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定めようとするものであります。

次に、議案第98号三次市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市が設置する公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準等を定めようとするものであります。

その主な内容は、公共下水道の排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を定めようとするものであります。

次に、議案第99号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例外8条例の一部を改正しようとするものでございます。

その主な内容は、これまで政省令等で規定していた施設の設置管理の基準等について、条例で規定するほか、引用条項等の整理を行おうとするものであります。

また、附則において、三次市共同施設使用料徴収条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第100号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例である三次市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例外3条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に改正されたことなどによる語句及び引用条項の整理などであります。

次に、議案第101号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務に係る審査手数料を定めるため、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、二酸化炭素の排出を抑制するため、高断熱仕様の建物とする計画などの審査手数料を定めようとするものであります。

最後に、議案第102号三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市斎場周辺に整備中の（仮称）花の森公園を同斎場の一部とすることに伴い、公園部分の管理方法について規定するため、関係条例である三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、附則において、公園部分の管理について、市において直接管理を行う規定を設けようとするものであります。

以上、議案13件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、教育民生常任委員会に議案第90号から議案第92号まで、議案第100号及び議案第102号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第93号から議案第99号まで及び議案第101号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第103号 損害賠償の額を定めることについて

議案第104号 損害賠償の額を定めることについて

議案第105号 財産の取得について

議案第106号 和解することについて

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第103号から議案第106号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第103号から議案第106号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第103号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成24年8月6日に、三次市三若町2551番地1川西コミュニティセンター駐車場内で発生した公用車による車両破損事故の損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第104号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成24年9月26日に、三次市四拾貫町110番地12地先国道183号の路上で発生した公用車による車両破損事故の損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第105号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、仮称三次市民ホール建設事業及び同事業に伴う市道つけかえ工事に必要な用地として、1万4,332.6平方メートルの土地を取得価格3億3,920万6,829円で取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、土地関係者は9人であります。

最後に、議案第106号和解することについて御説明申し上げます。

本案は、財団法人三次市開発公社が平成6年度に国民宿舎三次長寿村の改修資金として借り入れた資金の返済が不能となったことに伴い、広島地方裁判所の調停委員会から提示された調停条項案に基づき、同資金の借入先である三次農業協同組合と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 議案第106号和解することについてに係る質問を行いたいと思います。

本提案は、JAとの勝てる見込みのない裁判を避けるという意味での和解を行いたいということが趣旨だろうと思いますが、JAとの裁判を避けることについては賛成の立場で質問をさせていただきます。

調停委員会の今回の条項案に基づいて、三次市開発公社がJAから借入れを行っておった借入残金5,193万円を三次市が補助金として開発公社に支給し、同額を三次市開発公社がJAに支払うということでの和解案でございます。すなわち、三次市開発公社がJAから設備増資のために資金借入れを行っておった返済残額の5,193万円を三次市が税金をもって支払うということにつながります。その債務を公社が解消することによって、年度内に三次市開発公社を解散し、今回の三次長寿村に係る一連の問題を終息させたい、そういう考えだと理解しております。

そのことに基づいて2点ほど御質問いたします。

1点目は、開発公社の解散に伴って、貸借対照表上の基本財産、さらには流動資産、固定資産、基本財産の150万円、流動資産が約500万円、固定資産が約3,100万円と記憶しておりますけれども、これらの取り扱いについてどのように処置をされようとしておられるのか。

2点目は、三次長寿村の一連の事件に対して、11月20日の全員協議会で三次市の顧問弁護士は、三次市開発公社に関係をした者に対して法的な責任は問えないという意見書を提出され、その説明もされました。確かに、本市の顧問弁護士はそういう見解であるかも知れませんが、これは弁護士によってそれぞれ見解に差異があることは当然ですし、本市の弁護士が本市に不利な意見書を出されるとも通常思えません。したがって、法的責任が仮にないとしても、私は道義的責任は残ると、そういう解釈に立っています。この問題が起きてからずっとこの件については一般質問でもいろいろとやりとりをさせてもらいましたが、私はこの道義的責任に基づいて、今までいわゆる公社に関連した人が全額とは申しませんが、応分の負担をするべきだという主張をさせてもらいました。応分の負担をすることが、すなわち責任をとることにもつながるだろうという理解をしております。

この件についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 私のほうから、1点目のいわゆる公社の財産の関係について御説明申し上げます。

公社の財産の処分等につきましては、公社の寄附行為であります。寄附行為に定めてございまして、基本的に公社の解散の場面での財産の処分については、寄附行為の24条で、開発公社が解散をした場合、残余財産がある場合は寄附行為の額に応じ、かつ寄附行為の額を限度として寄附行為者に帰属するものとするということがございます。それから、2点目ですが、なお、残余財産があるときは、その財産は全て三次市に帰属をするという内容でございます。言いかえますと、基本財産の部分について、残った財産が基本財産以上あれば、基本財産を支出した三次市の100万円、そして商工会議所の40万円、観光協会の10万円、それぞれこの額を限度として寄附者に返すということ、そしてなおそれ以上ある場合は全て三次市にというのが、この第24条でございます。ただ資産及び会計という部分におきまして、18条のほうで、基本財産はこれを処分をし、また担保に供してはならないとはしてありますけれども、ただし事業の施行上やむを得ない場合は、理事会の議決をもって一部を処分したり、また全部を処分したりということも規定をされておりますので、具体的な解散の日程等が決まりましたら、これは開発公社の理事会の中で、そういった部分についても含めて、最終的な判断がされるというふうに理解をしています。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) それでは、2点目の責任問題ということについて、市として、また市長としてどういう考えを持っておられるかということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと

思います。

今回の長寿村の問題について、広島地方裁判所からの調停案として和解をすべきではないかということで、和解条項が示されたわけでございます。今、新家議員がおっしゃったように、私とても、相手方、JAでございます。農業振興を具体的に進めておる行政とJA三次という関係も含めて、円満といいますか、この際解決をすべきであるということで、和解案を今定例会に提出をさせていただいたところであります。

しかしながら、公金で対応していくということでございます。その解決とした判断として、私自身、大変苦渋の選択であり、遺憾な思いを持っております。そうした中で、開発公社の歴代の理事長以下理事、あるいは行政との責任をどうするかということでございますが、私どもは、常に顧問弁護士との協議の中でさまざまな問題に対処しておりますし、顧問弁護士のほうから法的に、また道義的な責任というのを問うていくことは法律上、裁判あるいはいろいろな面で法的に困難であるという見解を示されておりますから、そういう面では、私自身はそのことを受けとめていきたいというように思っております。しかし、それで全面的に解決できるかと、これは私は決してそのように思っておりません。

1つは、市民の皆さんへの説明責任というのはしていきたいと思っております。どちらが先かということであります。鶏が先か卵が先かということと同じように、市民の皆さんが先か議会の皆さんが先かということでありますが、私はやはり市民の代表である議会の皆さんの議決をいただくというのが、私は先決であるということで、きょう提案させていただきました。しかし、市民への説明は、今後、公社の解消等々経過もございしますが、これから市民への説明責任を具体的に進めていきたいというのが1点。

それともう一点は、保証人本人、社長及び本人に対しての賠償請求を、言葉の正式名称はわかりませんが、裁判へ法的に求めていきたいというように思っております。

また、可能な限り、そういう中で、公金で負担した金額を市として求めていく努力を2点目したいということで、3点目は、これから、今までもずっと数件にわたって施設活用についての照会もあったわけでありますが、以前にも申しあげましたように、相手方が実施設計までつくられてこられたというところまで行った経緯もございしますが、今後とも、あの施設は老朽しておるわけでありますから、これまでと同様な用途は難しいと思っておりますが、何らかの形で利活用していきたいというような思いといたしますか、努力をしていきたいと思っております。

最後になりますが、責任問題、今、新家議員がおっしゃったように、私も議会の皆さんのいろいろな皆さんで聞かせていただいております。心は同じであろうと思っております。市民の皆さんにどのように、何らかの形で応えていくかということは、私自身も皆さんの総意の中で、また私も皆さんと一緒に、そういう市民の皆さんへのそうした今回の解決をした負の財産を、今回、決断をしたということの中で、私なりに今、新家議員がおっしゃったような形を、皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますし、行政としてもそういう面での努力を当然ながらしていきたい。これが市民の皆さんへトータルの中でお返しをすることであろうと思っております。

今定例会で一般質問でさまざまな中で責任問題含めて御質問が予定されておりますので、こ

のぐらいの内容でお答えさせていただきますが、またつぶさには、一般質問等々で論議をさせていただきます。また、解決に向けて、皆さんの御理解をいただきたい、このように思っておりますとでございます。

(10番新家良和君「流動資産と固定資産の回答がない」と呼ぶ)

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 流動資産と固定資産についても財務財産の中に含まれますので、そういう意味で、いわゆる基本財産である150万円を超える部分については三次市に帰属をします。そして、150万円以下である場合、それぞれの出資案分に基づく形の比率で帰属をしていく。ただそれまでに、開発公社の理事会のほうで基本財産の処分に係る新しい整理がされればそれに従うということになっているということでございます。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 非常にわかりにくかったんですけども、基本財産は、三次市の100万円と商工会議所の40万円と観光協会の10万円です。これは出捐金であるから、すなわち寄附金であるということの理解はしておるんですけども、例えば三次市の出捐金の100万円の処分をするときには、議会に対して議決する場があるのか。市のほうで勝手に処分できるのか。そのところをもう一度伺いさせていただきたいのと、基本財産とは別に、流動資産と固定資産が存在するわけですから、その流動資産の約500万円と固定資産の3,100万円はどのように処分をされようとしておられるのかということ、再度お答え願いたい。

それから、責任問題については、今、市長の答弁で私なりに解釈をさせていただきますと、今税金で補填しようとしておる5,193万円のうちの全額とは言わないまでも、あるいは回収できておらない債権も含めたその額について、それなりのところを関係者で応分に負担をして責任をとる、そのように私は理解をいたしました。恐らく一般質問で何件かこの質問が出て、また答弁されると思いますんで、それらを含めて、この件については私は判断をさせていただきたいと思います。したがって、この責任問題については、今、市長の答弁で私が申したような解釈を現時点でしておりますので、それがもしまた変わるようであれば、いろいろ考えさせていただきます、そのように思います。

じゃあ、資産のほうの答弁をお願いします。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 会社のいわゆる固定資産、これ簿価であります、3,100万円、それから500万円という、これは現金の部分だろうと思うんですが、これは今はもう既に、500万円というのは以前の数字ですから、今は既にそれ以下になってはいますが、いずれにしても、現金については確かにございますから、残れば分けることができます。しかし、3,100万円なるいわゆる固定資産については、今までも御説明申し上げたかとは思いますが、三次市の建物、附

属屋として建ててありますので、これが開発公社の登記という形には実際にはなっていないわけでありまして。したがって、これだけを売却をして換金をし、その換金をしたものを分けるということは技術的にできないわけでありまして。したがって、この公社の固定資産税の3,100万円については、これはこれとして資産として残ると思います。残るんですけれども、先ほど申し上げたように、150万円を超える現金が仮にあったとすれば、その3,100万円の固定資産なるものは全て三次市に帰属をするという考えでありますので、冒頭私が説明したのが説明不足かもわかりませんが、言いかえると、150万円以下の現金が残った場合は、それなりのその範囲の中で案分をして帰属をする。150万円の以上の現金が残った場合については、150万円については100万円、40万円、10万円のそれぞれ出資者に返っていきますけれども、それを超える固定資産も含む現金は三次市に帰属をするということでございます。

それと、議会の議決によりということでありまして、公社の出捐金の処分については、公社の議決により決定をされるということでありまして、三次市の議会によるということではございません。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案4議案を総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第107号 平成24年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

議案第108号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第109号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第110号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第107号から議案第110号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第107号から議案第110号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億2,909万1,000円を追加し、補正後の総額を408億7,802万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

議会費は、議員人件費の減額など、合わせて196万5,000円を減額。

総務費は、人事異動等に伴う総務管理費の職員人件費1,579万9,000円の増額及び主要地方道世羅甲田線交通安全施設改良工事に伴う三和支所敷地内工作物等移転工事に要する経費1,327万8,000円など、合わせて2,502万6,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援給付費1億1,543万円、少子化対策として不妊治療費助成金183万2,000円の増額及びみゆき保育園増改築に対する保育所整備事業補助金1億3,796万7,000円など、合わせて2億8,422万2,000円を追加。

衛生費は、休日夜間急患センター整備事業補助金4,600万円及び飲用水施設補助金313万円を増額するなど、合わせて4,541万5,000円を追加。

商工費は、道の駅ゆめランド布野改修費2,250万円など、合わせて4,652万5,000円を追加。

土木費は、中国横断自動車道尾道松江線開通イベント負担金300万円及び国の一般会計経済危機対応・地域活性化予備費を使用した橋梁改良工事5,000万円など、合わせて2億1,064万2,000円を追加。

教育費は、三次市歴史民俗資料館改修に向けた設計業務の追加、職員人件費の減額など、合わせて1,968万1,000円を減額。

諸支出金は、財団法人三次市開発公社借入金償還補助金5,193万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

地方交付税は、普通交付税1,152万2,000円を追加。

国庫支出金は、障害福祉サービス費負担金、道路更新防災等対策事業費補助金など、合わせて1億274万3,000円を追加。

県支出金は、広島県安心こども基金特別対策事業費補助金など、合わせて1億3,878万8,000円を追加。

財産収入は、県道改良工事に伴う三和支所内土地売払収入金など、合わせて355万円を追加。

繰入金は、道の駅ゆめランド布野改修事業のため、道の駅基金繰入金2,250万円を追加。

繰越金は、前年度繰越金2億8,700万円を追加。

市債は、道路新設改良事業債及び橋梁新設改良事業債、合わせて4,970万円を追加しようとするものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、三和支所敷地内工作物等移転事業ほか6件について、平成25年度に繰り越そうとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、がんばる地域支援事業

ほか6件を追加しようとするものであります。特に、道路橋梁修繕事業及び道路新設改良事業については、平成25年度実施予定工事を年度内に早期発注していくことで、切れ目のない公共事業を実施していこうとするものであります。

次に、第4条地方債の補正につきましては、第4表のとおり、道路新設改良事業ほか1件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第108号平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ289万9,000円を追加し、補正後の総額を65億9,477万2,000円にしようとするものであります。

内容は、人事異動等に伴う職員人件費及び税等過誤納金払戻金を追加しようとするものであります。

次に、議案第109号平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、補正後の総額を10億2,704万7,000円にしようとするものであります。

内容は、人事異動等に伴う職員人件費を追加しようとするものであります。

最後に、議案第110号平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的支出及び債務負担行為について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。

収益的収入につきましては、変更はありません。

収益的支出の補正につきましては、病院事業費用の総額を250万円増額し、79億4,019万8,000円にしようとするものであります。

第3条は、債務負担行為について、病院内保育運営業務委託に要する経費を追加しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号平成24年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）外3議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第107号外3議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第111号 三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第111号三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第111号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第111号三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第74条第3項の規定により、三次市の市庁舎建設の是非を問う住民投票条例の制定の請求を意見書をつけて市議会に付議しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） ただいま議題となっております議案第111号は、議会運営委員会の申し合わせにより、12月13日の会議で審議することとしております。

お諮りいたします。

本案は12月13日の会議で質疑を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、条例制定請求代表者の意見陳述の機会の付与についてをお諮りをいたします。

本案は、地方自治法第74条の規定による条例制定を要求する議案であります。本案の審議に当たっては、同条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとされております。

お諮りいたします。

条例制定請求代表者の意見を述べる機会の付与については、お手元に配付した案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって条例制定請求代表者の意見陳述は、12月13日午前10時から、議場において行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

皆さん御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午前11時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月7日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 桑田典章

会議録署名議員 鈴木深由希